

1 安全教育と防災教育

中央教育審議会答申「幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善について（答申）」（平成20年1月）では、今後における教育の在り方の方向として、引き続き「生きる力」が位置付けられた。答申では、「生きる力」として、基礎・基本を確実に身に付け、いかに社会が変化しようと、自ら課題を見つけ、主体的に判断し、行動し、よりよく問題を解決する資質や能力、自らを律しつつ、他人とともに協調し、他人を思いやる心や感動する心などの豊かな人間性、たくましく生きるための健康や体力が挙げられている。これらは東日本大震災後の被災地での復興、復旧に向けての学校教育を考えた場合、改めてその重要性が意識される。この答申を踏まえた平成20年の小・中学校、平成21年の高等学校及び特別支援学校の学習指導要領の改訂において、その総則に安全に関する指導について新たに規定されたほか、関連する各教科等においても安全に関する指導の観点から内容の充実が図られている。学校における防災教育は災害安全に関する教育と同義であり、減災についての教育の意味も含まれ、安全教育の一環として行われるものである。

防災教育で目指している「災害に適切に対応する能力の基礎を培う」ということは、「『生きる力』を育む」とことと密接に関連している。今日、各学校等においては、その趣旨を活かすとともに、児童生徒等の発達の段階を考慮して、関連する教科、総合的な学習の時間、特別活動など学校の教育活動全体を通じた防災教育の展開が必要とされている。

2 防災教育のねらい

防災教育は様々な危険から児童生徒等の安全を確保するために行われる安全教育の一部をなすものである。したがって、防災教育のねらいは、「『生きる力』をはぐくむ学校での安全教育」（文科省、2010）に示した安全教育の目標に準じて、次のような3つにまとめられる。

- ア 自然災害等の現状、原因及び減災等について理解を深め、現在及び将来に直面する災害に対して、的確な思考・判断に基づく適切な意志決定や行動選択ができるようにする。
- イ 地震、台風の発生等に伴う危険を理解・予測し、自らの安全を確保するための行動ができるようにするとともに、日常的な備えができるようにする。
- ウ 自他の生命を尊重し、安全で安心な社会づくりの重要性を認識して、学校、家庭及び地域社会の安全活動に進んで参加・協力し、貢献できるようにする。

東日本大震災では、学校管理下において、教職員の適切な誘導や日常の避難訓練等の成果によって、児童生徒等が迅速に避難できた学校があった一方、避難の判断が遅れ、多数の犠牲者が出た学校や、下校途中や在宅中に被害に遭った児童生徒等がいた。自然災害では、想定した被害を超える災害が起こる可能性が常にあり、自ら危険を予測し回避するために、習得した知識に基づいて的確に判断し、迅速な行動をとることができる力を身につけることが必要である。そのためには、日常生活においても状況を判断し、最善を尽くそうとする「主体的に行動する態度」を身に付けさせることが極めて重要である。その際には、人間には自分にとって都合の悪い情報を無視したり、過小評価したりしてしまう心理的特性（正常化の偏見（バイアス））があることにも注意が必要である。

また、自然災害が多い我が国においては、災害後の生活、復旧、復興を支えるための支援者となる視点も必要である。ボランティア活動は、他人を思いやる心、互いを認め合い共に生きていく態度、自他の生命や人権を尊重する精神などに支えられている。より良い社会づくりに主体的かつ積極的に参加・参画していく手段としても期待されており、このことは、学校における安全教育の目標の一つである、進んで安全で安心な社会づくりに貢献できるような資質や能力を養うことにつながるのである。



ボランティア活動の推進（岩手県）

これらの防災教育として必要な知識や能力等を児童生徒等に身に付けさせるためには、その発達の段階に応じた系統的な指導が必要である。現在も各学校においては防災教育が実践されているが、年数回の避難訓練時の全体指導であったり、その前後の学級活動等で行われることが多い。防災教育は、各教科等のように発達の段階に応じた目標や内容が示されておらず、各学校においては指導の体系化が求められていた。

そこで、本参考資料では、幼稚園児から高校生まで、児童生徒等の発達の段階に合わせた防災教育の目標を設定するとともに、指導する内容の整理を行った。（校種ごとの年間計画例、授業展開例は第5章を参照）

次ページの「発達の段階に応じた防災教育」は、前述した防災教育のねらいに迫るため、各校種ごとの目標とねらいの項目ごとの目標を示している。校種間の‘つながり’や‘学習の発展性’を考慮し、児童生徒等の発達の段階に応じ身につけさせたい知識や能力の基本となる考え方である。この体系は、第5章の各校種ごとの防災教育年間計画（例）とリンクしており、各教科等の学習を通して防災教育の目標に迫る授業展開例も掲載している。

発達の段階に応じた防災教育

- ア 自然災害等の現状、原因及び被災等について理解を深め、現在及び将来に直面する災害に対して、的確な思考・判断に基づく適切な意志決定や行動選択ができる。(知識、思考・判断)
- イ 地震、台風の発生等に伴う危険を理解・予測し、自らの安全を確保するための行動ができるようにするとともに、日常的な備えができる。(危険予測、主体的な行動)
- ウ 自他の生命を尊重し、安全で安心な社会づくりの重要性を認識して、学校、家庭及び地域社会の安全活動に進んで参加・協力し、貢献できる。(社会貢献、支援者の基盤)

高等学校段階における防災教育の目標

安全で安心な社会づくりへの参画を意識し、地域の防災活動や災害時の支援活動において、適切な役割を自ら判断し行動できる生徒

ア 知識・思考・判断

・世界や日本の主な災害の歴史や原因を理解するとともに、災害時に必要な物資や支援について考え、日常生活や災害時に適切な行動をとるための判断に生かすことができる。

イ 危険予測・主体的な行動

・日常生活において発生する可能性のある様々な危険を予測し、回避するとともに災害時には地域や社会全体の安全について考え行動することができる。

ウ 社会貢献・支援者の基盤

・事前の備えや災害時の支援について考え、積極的に地域防災や災害時の支援活動に取り組む。

中学校段階における防災教育の目標

日常の備えや的確な判断のもと主体的に行動するとともに、地域の防災活動や災害時の助け合いの大切さを理解し、すすんで活動できる生徒

ア 知識・思考・判断

・災害発生メカニズムの基礎や諸地域の災害例から危険を理解するとともに、備えの必要性や情報の活用について考え、安全な行動をとるための判断に生かすことができる。

イ 危険予測・主体的な行動

・日常生活において知識を基に正しく判断し、主体的に安全な行動をとることができる。
・被害の軽減、災害後の生活を考え備えることができる。
・災害時には危険を予測し、率先して避難行動をとることができる。

ウ 社会貢献・支援者の基盤

・地域の防災や災害時の助け合いの重要性を理解し、主体的に活動に参加する。

小学校段階における防災教育の目標

日常生活の様々な場面で発生する災害の危険を理解し、安全な行動ができるようにするとともに、他の人々の安全にも気配りできる児童

ア 知識・思考・判断

・地域で起こりやすい災害や地域における過去の災害について理解し、安全な行動をとるための判断に生かすことができる。
・被害を軽減したり、災害後に役立つものについて理解する。

イ 危険予測・主体的な行動

・災害時における危険を認識し日常的な訓練等を生かして、自らの安全を確保することができる

ウ 社会貢献・支援者の基盤

・自他の生命を尊重し、災害時及び発生後に、他の人や集団、地域の安全に役立つことができる。

幼稚園段階における防災教育の目標

安全に生活し、緊急時に教職員や保護者の指示に従い、落ち着いて素早く行動できる幼児

ア 知識・思考・判断

・教師の話や指示を注意して聞き理解する。
・日常の園生活や災害発生時の安全な行動の仕方が分かる。
・きまりの大切さが分かる。

イ 危険予測・主体的な行動

・安全・危険な場や危険を回避する行動の仕方が分かり、素早く安全に行動する。
・危険な状況を見付けた時、身近な大人にすぐ知らせる。

ウ 社会貢献・支援者の基盤

・高齢者や地域の人と関わり、自分のできることをする。
・友達と協力して活動に取り組む。

障害のある児童生徒等については、上記のほか、障害の状態、発達の段階、特性及び地域の実態等に応じて、危険な場所や状況を予測・回避したり、必要な場合には援助を求めることができるようにする。

3 防災教育推進上の留意点

防災教育には災害の直接の原因となる自然について知ることが必要であるが、自然は人間に対して多くの恩恵を与えていることも忘れてはならない。例えば、豊富な水量が稲作農業等に欠かせなかったり、火山活動や地殻変動が優れた景観や温泉などをつくり地域の活性化に結びついたりもしている。また降雪はスキーなどのレジャーやスポーツにも関係している。自然と人間との関わりは、体験型学習や問題解決型学習と連動した教科学習や総合的な学習の時間、修学旅行などの学校行事、その他の特別活動など、様々な教育活動を通して学ぶことができる。実際、地域の自然に根ざした実践的な教育活動が各地で展開されている。このような機会を利用して、自然は人間にとっていつも都合よくできているわけではなく、自然には恩恵と災害の二面性があることを児童生徒等が意識するようになることを期待したい。

自然災害についての教育は自然と人間との関係を考える点で環境教育とも大いに関連している。また、自然災害による被害は発展途上国で大きくなりやすく、国際理解教育等とも関連して取り扱うことも考えられる。例えば、治水・利水等については、日本だけでなく、稲作農業を中心とする東アジア全体の課題でもある。また、地震、津波や火山活動によって生じる災害は環太平洋の国々にとっても共通の関心事である。日本は戦後、膨大なエネルギーと費用をかけ、治水事業に取り組んできた。その成果として洪水による被害は激減することになった。しかし、逆に、これが、大人も含めて水害の危険性を有する河川に対する認識の弱さにつながる可能性もある。自然災害や防災を考えるためには、自然科学の知識を社会的文脈や日常生活との関連から考えた教育の展開も望まれる。

また、道徳教育とも関連して、中等教育段階で自然に対する「美しさ」、「感動」さらには「畏れ」を知ることは、人間の環境へのはたらきかけとともに、自分の生き方を考えるきっかけになるとも言える。

4 教科等における指導の機会

幼稚園教育要領並びに特別支援学校幼稚部教育要領においては、領域「健康」のねらいを「健康、安全な生活に必要な習慣や態度を身に付ける。」としている。

また、内容として「危険な場所、危険な遊び方、災害時などの行動の仕方が分かり、安全に気を付けて行動する。」と示しており、留意事項として「各領域に示すねらいは、幼稚園（幼稚部）における生活の全体を通じ、幼児が様々な体験を積み重ねる中で相互に関連をもちながら次第に達成に向かうものであること、内容は、幼児が環境にかかわって展開する具体的な活動を通して総合的に指導されるものであることに留意しなければならない。」としている。

さらに、小学校、中学校、高等学校並びに特別支援学校（小学部・中学部及び高等部）学習指導

要領の総則において、「学校における体育・健康に関する指導は、児童（生徒）の発達の段階を考慮して、学校の教育活動全体を通じて適切に行うものとする。特に、学校における食育の推進並びに体力の向上に関する指導、安全に関する指導及び心身の健康の保持増進に関する指導については、体育科（保健体育科）の時間はもとより、家庭科（技術・家庭科）、特別活動、自立活動などにおいてそれぞれの特質に応じて適切に行うよう努めることとする。また、それらの指導を通して、家庭や地域社会との連携を図りながら、日常生活において適切な体育・健康に関する活動の実践を促し、生涯を通じて健康・安全で活力ある生活を送るための基礎が培われるよう配慮しなければならない。」としている。

これらのことから、学校における安全教育の一環として行う防災教育は、関連する教科等の内容の重点の置き方を工夫したり、有機的関連を図ったりするなどして、幼稚園、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校の教育活動全体を通じて適切に行うよう努める必要がある。

防災教育の推進にあたっては、災害発生時には自分の命を守るためにどう行動すればよいのか、災害発生後自分たちに何ができるのかなど、発達の段階に応じて正しく判断し行動できる児童生徒等を育てていくという視点で目標を掲げ、実践に取り組んでいく必要がある。さらに家庭・地域の人たちとの連携を密にし、家族、地域の人たちと関わり合いながら活動していくことにより、地域の防災力を高めることも可能である。また、教育活動の様々な場面で行われている縦割り活動を防災学習に生かし、小学校であれば高学年が学んだことを下級生に教えるなど共に学ぶ活動を行うことで、生命の大切さ、思いやりの心を持った児童生徒等を育てることができる。

なお、児童生徒等に防災に関する知識・理解を深めさせ、行事や避難訓練、防災管理等の計画の見直しを行うにあたっては、教職員の防災意識・知識の向上を図る取組や、地域に向けた情報発信、家庭・地域の防災組織と連携した活動を積極的に取り入れていくことが重要であり、その実践が災害に強い学校・地域づくりに進展していくことになる。

5 家庭、地域社会と連携した指導の機会

学校における防災教育は、家庭や地域社会の関係機関・団体の理解や協力を得ながら、各教科、道徳、総合的な学習の時間、特別活動等において、計画的・組織的に進めることが必要である。しかしながら、生涯にわたり災害に適切に対応できる能力を育て、生きる力を育むためには、家庭や地域における実践的な教育が重要である。

そこで、学校で指導していることを家庭や地域に知らせるなど、学校における防災教育との密接な関連を図りながら、家庭や地域で実践的な教育の機会を設定し、家庭や地域の一員としての自覚を育てながら、災害に適切に対応する能力を育成する必要がある。

例えば、家庭における家族会議、緊急地震速報放送時の訓練、災害時伝言ダイヤルの利用体験、防災センター等における体験学習の実施、地域の消防署や公民館等による防災に関する講座や体験

学習、地域と学校の合同防災避難訓練の実施等などが考えられる。さらに、児童生徒等が地域の一人として役割を持ち、地域の防災訓練に積極的に参加できる体制を整えることも重要である。このような地域社会や家庭における多様で主体的な活動が、地域社会や家庭の教育力を向上させるとともに、将来地域を担うべき児童生徒等の災害に適切に対応する能力の向上及び防災への自立を促すものと考えられる。

6 防災教育に関する指導計画の作成

(1) 防災教育に関する指導計画の基本的な考え方

防災教育に関する指導計画を作成する際には、防災教育の教育課程への位置付けを明らかにし、各教科、道徳、総合的な学習の時間、特別活動等における教育内容の重点の置き方や相互の関連を工夫したり、児童生徒等の発達段階を考慮したりすることが重要である。その際、「生活安全」「交通安全」の内容とともに学校安全計画の内容に含め、相互の関連性を踏まえ作成することも大切である。（『生きる力』をはぐくむ学校での安全教育」（平成22年3月／文部科学省）別表P114-P123参照）

防災教育に関する指導計画は、防災教育を学校教育活動全体を通じて組織的、計画的に推進するための基本計画である。したがって、防災教育の基本的な目標、各学年の指導の重点、各教科、道徳、総合的な学習の時間、特別活動（学級（ホームルーム）活動及び学校行事）などの指導内容、指導の時期、配当時間数、安全管理との関連、地域の関係機関との連携などの概要について明確にした上、項目ごとに整理するなど全教職員の共通理解を図って作成することが大切である。

(2) 防災教育に関する指導計画の作成に当たっての配慮事項

- ① 防災教育は、地震など共通に指導すべき内容と学校が所在する地域の自然や社会の特性、実情等に応じて必要な指導内容等について検討し、家庭、地域社会との密接な連携を図りながら進める必要がある。
- ② 学習指導要領等における防災教育に関連する指導内容を整理し、課外指導等も含め各教科等の学習を相互に関連付けるなどして、教育活動全体を通じて適切に行えるようにする。例えば、各教科等の知識、思考・判断や態度を習得する学習を、道徳の時間、特別活動の自主的、実践的な学習、総合的な学習の時間の教科等の枠を超えた学習と関連付けたりするなどが考えられる。
- ③ 防災教育に関する指導計画は、系統的・計画的な指導を行うための指導計画であるが、年度途中で新しく生起したり、緊急を要する問題の出現も考えられ、必要に応じて弾力性をもたせることが必要である。その際には、「朝の会」や「帰りの会」などにおける指導を活用することも考えられる。

- ④避難訓練の計画を立てるに当たっては、学校等の立地条件や校舎の構造等に十分考慮し、火災、地震、津波など多様な災害を想定する。実施の時期や回数は、年間を通して季節や社会的行事等との関連及び地域の実態を考慮して決定する。その際、休憩時間、清掃時間など災害の発生時間に変化を持たせ、児童生徒等が様々な場所にいる場合にも自らの判断で安全に対処できるように配慮する。また、学級（ホームルーム）活動等との関連を図り、事前・事後の指導を行い、自然災害の種類やその発生のメカニズム、種類や災害の規模によって起こる危険や避難の方法について理解させるとともに、訓練の反省事項についてもよく指導し、訓練の効果が高められるように配慮する。なお、避難訓練の実施に際しては、地域の消防署や警察署、自治体の防災担当部局と連携して、計画実施に努めることが重要である。
- ⑤防災教育の授業を実施するに当たっては、児童生徒等が興味関心をもって積極的に学習に取り組めるよう、国や自治体、防災関係機関等で作成した指導資料や副読本、視聴覚教材等を活用する。その際、コンピュータや情報ネットワークを活用するなど指導方法の多様化にも努める。（指導資料等については付録参照）
- ⑥児童生徒等が体験を通して勤労の尊さや社会に奉仕する精神を培うことができるよう、日ごろから地域社会と連携したボランティア活動に関する学習の場を設定できるよう検討する。
- ⑦障害のある児童生徒等について、個々の障害の状態等に応じた指導内容や指導方法を工夫する必要がある。特別支援学級を設置している学校、通常の学級に障害のある児童生徒等が在籍している学校においては、特別支援学校等の助言等を活用する。また、特別支援学校においては、地域や学校の実態に応じて、地域の関係機関や高等学校等と連携しながら避難訓練を行うなど、地域と一体となった防災教育を検討する。
- ⑧防災教育の推進に当たっては、家庭、地域と連携した実践的な防災教育の実施について検討する。その際、地域の関係機関、自主防災組織などとの情報交換及び協議を行うなど、計画の作成及び実践が円滑に行われるようにする。
- ⑨学校は保護者参観等の機会をとらえ、学校安全（防災）に関する講演会を開催したり、児童生徒等を地域行事（地域で行われる防災訓練など）に参加するよう促したり、日ごろから「開かれた学校づくり」に努める。
- ⑩教職員の防災に関する意識を啓発し、防災教育に関する指導力の向上を図るため、防災教育・防災管理に関する教職員の研修を計画し、実施する。
- ⑪学校は防災教育の評価を多面的に行うため、教職員による評価に加え、「災害に適切に対応する能力が身に付いたか」等に関して児童生徒等による自己評価を実施する。また、外部評価の導入も積極的に検討すべきであり、その方法としては保護者や地域住民等による評価をはじめ、学校や関係機関で構成する地域学校安全委員会等を活用することも考えられる。

(3) 学習指導要領等における主な防災教育関連記述

防災教育を教科等の指導と関連付けると、学習指導要領や、教科等の解説には、例えば次のような防災教育に関連する記述がある。ここでは、主なもののみを記載しており、防災教育に関する内容は、この記載に限るものではない。なお、間接的な内容を含めた指導展開例を第5章に示している。

①幼稚園【幼稚園教育要領（抄）】

第2章 ねらい及び内容

健康

〔健康な心と体を育て、自ら健康で安全な生活をつくり出す力を養う。〕

2 内容

- (10) 危険な場所、危険な遊び方、災害時などの行動の仕方が分かり、安全に気を付けて行動する。

第3章 指導計画及び教育課程に係る教育時間の終了後等に行う教育活動などの留意事項

第1 指導計画の作成に当たっての留意事項

2 特に留意する事項

- (1) 安全に関する指導に当たっては、情緒の安定を図り、遊びを通して状況に応じて機敏に自分の体を動かすことができるようにするとともに、危険な場所や事物などが分かり、安全についての理解を深めるようにすること。また、交通安全の習慣を身に付けるようにするとともに、災害などの緊急時に適切な行動がとれるようにするための訓練なども行うようにすること。

②小学校【小学校学習指導要領（抄）】

第2章 各教科

第2節 社会

第2 各学年の目標及び内容

〔第3学年及び第4学年〕

2 内容

- (4) 地域社会における災害及び事故の防止について、次のことを見学、調査したり資料を活用したりして調べ、人々の安全を守るための関係機関の働きとそこに従事している人々や地域の人々の工夫や努力を考えるようにする。

ア 関係機関は地域の人々と協力して、災害や事故の防止に努めていること。

イ 関係の諸機関が相互に連携して、緊急に対処する体制をとっていること。

3 内容の取扱い

- (4) 内容の(4)の「災害」については、火災、風水害、地震などの中から選択して取り上げ、「事故の防止」については、交通事故などの事故防止や防犯を取り上げるものとする。

〔第5学年〕

2 内容

- (1) 我が国の国土の自然などの様子について、次のことを地図や地球儀、資料などを活用して調べ、国土の環境が人々の生活や産業と密接な関連をもっていることを考えるようにする。

エ 国土の保全などのための森林資源の働き及び自然災害の防止

(4) 我が国の情報産業や情報化した社会の様子について、次のことを調査したり資料を活用したりして調べ、情報化の進展は国民の生活に大きな影響を及ぼしていることや情報の有効な活用が大切であることを考えるようにする。

イ 情報化した社会の様子と国民生活とのかかわり

3 内容の取扱い

(5) 内容の(4)については、次のとおり取り扱うものとする。

イ イについては、情報ネットワークを有効に活用して公共サービスの向上に努めている教育、福祉、医療、防災などの中から選択して取り上げること。

〔第6学年〕

2 内容

(2) 我が国の政治の働きについて、次のことを調査したり資料を活用したりして調べ、国民主権と関連付けて政治は国民生活の安定と向上を図るために大切な働きをしていること、現在の我が国の民主政治は日本国憲法の基本的な考え方に基づいていることを考えるようにする。

ア 国民生活には地方公共団体や国の政治の働きが反映していること。

3 内容の取扱い

(2) 内容の(2)については、次のとおり取り扱うものとする。

ウ アの「地方公共団体や国の政治の働き」については、社会保障、災害復旧の取組、地域の開発などの中から選択

して取り上げ、具体的に調べられるようにすること。

第4節 理科

第2 各学年の目標及び内容

〔第5学年〕

2 内容

B 生命・地球

(3) 流水の働き

地面を流れる水や川の様子を観察し、流れる水の速さや量による働きの違いを調べ、流れる水の働きと土地の変化の関係についての考えをもつことができるようにする。

ウ 雨の降り方によって、流れる水の速さや水の量が変わり、増水により土の様子が大きく変化する場合があること。

(4) 天気の変化

1日の雲の様子を観測したり、映像などの情報を活用したりして、雲の動きなどを調べ、天気の変化の仕方についての考えをもつことができるようにする。

ア 雲の量や動きは、天気の変化と関係があること。

イ 天気の変化は、映像などの気象情報を用いて予想できること。

3 内容の取扱い

(4) 内容の「B生命・地球」の(4)のイについては、台風の進路による天気の変化や台風と降雨との関係についても触れるものとする。

〔第6学年〕

2 内容

B 生命・地球

(4) 土地のつくりと変化

土地やその中に含まれる物を観察し、土地のつくりや土地のでき方を調べ、土地のつくりと変化についての考えをもつことができるようにする。

ウ 土地は、火山の噴火や地震によって変化すること。

第5節 生活科

第2 各学年の目標及び内容

〔第1学年及び第2学年〕

1 目 標

- (1) 自分と身近な人々及び地域の様々な場所、公共物などのかかわりに関心を持ち、地域のよさに気づき、愛着をもつことができるようにするとともに、集団や社会の一員として自分の役割や行動の仕方について考え、安全で適切な行動ができるようにする。

2 内 容

- (1) 学校の施設の様子及び先生など学校生活を支えている人々や友達のことが分かり、楽しく安心して遊びや生活ができるようにするとともに、通学路の様子やその安全を守っている人々などに関心を持ち、安全な登下校ができるようにする。

第6章 特別活動

第2 各活動・学校行事の目標及び内容

〔学級活動〕

2 内 容

〔共通事項〕

- (2) 日常の生活や学習への適応及び健康安全
カ 心身ともに健康で安全な生活態度の形成

〔学校行事〕

2 内 容

(3) 健康安全・体育的行事

心身の健全な発達や健康の保持増進などについての関心を高め、安全な行動や規律ある集団行動の体得、運動に親しむ態度の育成、責任感や連帯感の涵養、体力の向上などに資するような活動を行うこと。

③中学校【中学校学習指導要領（抄）】

第2章 各教科

第2節 社 会

第2 各分野の目標及び内容

〔地理的分野〕

2 内 容

(2) 日本の様々な地域

イ 世界と比べた日本の地域的特色

世界的視野や日本全体の視野から見た日本の地域的特色を取り上げ、我が国の国土の特色を様々な面から大観させる。

(ア) 自然環境

世界的視野から日本の地形や気候の特色、海洋に囲まれた日本の国土の特色を理解させるとともに、国内の地形や気候の特色、自然災害と防災への努力を取り上げ、日本の自然環境に関する特色を大観させる。

ウ 日本の諸地域

日本を幾つかの地域に区分し、それぞれの地域について、以下の(ア)から(キ)で示した考察の仕方を基にして、地域的特色をとらえさせる。

(ア) 自然環境を中核とした考察

地域の地形や気候などの自然環境に関

する特色ある事象を中核として、それを人々の生活や産業などと関連付け、自然環境が地域の人々の生活や産業などと深い関係をもっていることや、地域の自然災害に応じた防災対策が大切であることなどについて考える。

エ 身近な地域の調査

身近な地域における諸事象を取り上げ、観察や調査などの活動を行い、生徒が生活している土地に対する理解と関心を深めて地域の課題を見だし、地域社会の形成に参画しその発展に努力しようとする態度を養うとともに、市町村規模の地域の調査を行う際の視点や方法、地理的なまとめ方や発表の方法の基礎を身に付けさせる。

3 内容の取扱い

(4) 内容の(2)については、次のとおり取り扱うものとする。

イ イの(ア)から(エ)で示した日本の地域的特色については、指導に当たって内容の(1)の学習成果を生かすとともに、日本の諸地域の特色について理解を深めるための基本的な事柄で構成すること。

ウ ウについては、次のとおり取り扱うものとする。

(ア) 地域区分については、指導の観点や学校所在地の事情などを考慮して適切に決めること。

(イ) 指導に当たっては、地域の特色ある事象や事柄を中核として、それを他の事象と有機的に関連付けて、地域的特色を追究するようにすること。

(ウ) (ア)から(キ)の考察の仕方については、学習する地域ごとに一つ選択すること。また、ウの学習全体を通してすべて取り扱うこと。

エ エについては、学校所在地の事情を踏まえて観察や調査を指導計画に位置付け実施すること。その際、縮尺の大きな地図や統計その他の資料に親しませ、それらの活用の技能を高めるようにすること。また、観察や調査の結果をまとめる際には、地図を有効に活用して事象を説明したり、自分の解釈を加えて論述したり、意見交換したりするなどの学習活動を充実させること。なお、学習の効果を高めることができる場合には、内容の(2)のウの中の学校所在地を含む地域の学習と結び付けて扱ってもよいこと。

第4節 理科

第2 各分野の目標及び内容

[第2分野]

2 内容

(2) 大地の成り立ちと変化

大地の活動の様子や身近な岩石、地層、地形などの観察を通して、地表に見られる様々な事物・現象を大地の変化と関連付けて理解させ、大地の変化についての認識を深める。

ア 火山と地震

(イ) 地震の伝わり方と地球内部の働き
地震の体験や記録を基に、その揺れの大きさや伝わり方の規則性に気付くとともに、地震の原因を地球内部の働きと関連付けてとらえ、地震

に伴う土地の変化の様子を理解すること。

ウ 日本の気象

(ア) 日本の天気の特徴

天気図や気象衛星画像などから、日本の天気の特徴を気団と関連付けてとらえること。

(イ) 大気の動きと海洋の影響

気象衛星画像や調査記録などから、日本の気象を日本付近の大気の動きや海洋の影響に関連付けてとらえること。

(7) 自然と人間

イ 自然の恵みと災害

(ア) 自然の恵みと災害

自然がもたらす恵みと災害などについて調べ、これらを多面的、総合的にとらえて、自然と人間のかかわり方について考察すること。

3 内容の取扱い

(3) 内容の(2)については、次のとおり取り扱うものとする。

イ アの(イ)については、地震の現象面を中心に取扱い、初期微動継続時間と震源までの距離との定性的な関係にも触れること。また、「地球内部の動き」については、日本付近のプレートの動きを扱うこと。

(5) 内容の(4)については、次のとおり取り扱うものとする。

ウ ウの(イ)については、地球を取り巻く大気の動きにも触れること。また、地球の大きさや大気の厚さにも触れること。

(8) 内容の(7)については、次のとおり取り扱うものとする。

ウ イの(ア)については、地球規模でのプレートの動きも扱うこと。また、「災害」については、記録や資料などを用いて調べ、地域の災害について触れること。

第7節 保健体育

第2 各分野の目標及び内容

[保健分野]

2 内容

(3) 傷害の防止について理解を深めることができるようにする。

ア 交通事故や自然災害などによる傷害は、人的要因や環境要因などがかわって発生すること。

ウ 自然災害による傷害は、災害発生時だけでなく、二次災害によっても生じること。また、自然災害による傷害の多くは、災害に備えておくこと、安全に避難することによって防止できること。

第8節 技術・家庭(家庭分野)

第2 各分野の目標及び内容

2 内容

C 衣生活・住生活と自立

(2) 住居の機能と住まい方について、次の事項を指導する。

イ 家族の安全を考えた室内環境の整え方を知り、快適な住まい方を工夫すること。

第5章 特別活動

第2 各活動・学校行事の目標及び内容

[学級活動]

2 内 容

(2) 適応と成長及び健康安全

キ 心身ともに健康で安全な生活態度や習慣の形成

[学校行事]

2 内 容

(3) 健康安全・体育的行事

心身の健全な発達や健康の保持増進などについての理解を深め、安全な行動や規律ある集団行動の体得、運動に親しむ態度の育成、責任感や連帯感の涵養、体力の向上などに資するような活動を行うこと。

④高等学校【高等学校学習指導要領（抄）】

第2章 各学科に共通する各教科

第2節 地理歴史

第2 世界史B

2 内 容

(1) 世界史への扉

ア 自然環境と人類のかかわり

自然環境と人類のかかわりについて、生業や暮らし、交通手段、資源、災害などから適切な歴史的事例を取り上げて考察させ、世界史学習における地理的視点の重要性に気付かせる。

第5 地理A

2 内 容

(2) 生活圏の諸課題の地理的考察

イ 自然環境と防災

我が国の自然環境の特色と自然災害とのかかわりについて理解させるとともに、国内にみられる自然災害の事例を取り上げ、地域性を踏まえた対応が大切である

ことなどについて考察させる。

3 内容の取扱い

(2) 内容の取扱いに当たっては、次の事項に配慮するものとする。

イ 内容の(2)については、次の事項に留意すること。

(ウ) イについては、日本では様々な自然災害が多発することから、早くから自然災害への対応に努めてきたことなどを具体例を通して取り扱うこと。その際、地形図やハザードマップなどの主題図の読図など、日常生活と結び付いた地理的スキルを身に付けさせるとともに、防災意識を高めるよう工夫すること。

第5節 理科

第1 科学と人間生活

2 内 容

(2) 人間生活の中の科学

エ 宇宙や地球の科学

(イ) 身近な自然景観と自然災害

身近な自然景観の成り立ちと自然災害について、太陽の放射エネルギーによる作用や地球内部のエネルギーによる変動と関連付けて理解すること。

3 内容の取扱い

(2) 内容の範囲や程度については、次の事項に配慮するものとする。

オ (中略) (イ) については、地域の自然景観、その変化と自然災害に関して、観察、実験などを中心に扱うこと。その際、自然景観が長い時間の中で変化してできたことにも触れること。「自

然景観の成り立ち」については、流水の作用、地震や火山活動と関連付けて扱うこと。「自然災害」については、防災にも触れること。

第8 地学基礎

2 内容

(2) 変動する地球

エ 地球の環境

(イ) 日本の自然環境

日本の自然環境を理解し、その恩恵や災害など自然環境と人間生活とのかかわりについて考察すること。

3 内容の取扱い

(2) 内容の範囲や程度については、次の事項に配慮するものとする。

イ (中略) (イ)の「恩恵や災害」については、日本に見られる季節の気象現象、地震や火山活動など特徴的な現象を扱うこと。また、自然災害の予測や防災にも触れること。

第9 地学

2 内容

(2) 地球の活動と歴史

イ 地球の歴史

(ア) 地表の変化

風化、侵食、運搬及び堆積の諸作用による地形の形成について理解すること。

(3) 地球の大気と海洋

ア 大気の大気と運動

(イ) 大気の運動と気象

大循環と対流による現象及び日本や世界の気象の特徴を理解すること。

イ 海洋と海水の運動

(イ) 海水の運動

海水の運動や循環及び海洋と大気の相互作用について理解すること。

3 内容の取扱い

(2) 内容の範囲や程度については、次の事項に配慮するものとする。

イ (中略) イの(ア)については、段丘や海底堆積物も扱うこと。

ウ (中略) (イ)の「大循環」による現象については、偏西風波動と地上の高気圧・低気圧との関係も扱うこと。「対流」による現象については、大気安定・不安定にも触れること。「日本や世界の気象の特徴」については、人工衛星などから得られる情報も活用し、大気の大循環と関連させて扱うこと。また、気象災害にも触れること。

(中略) (イ)の「海水の運動や循環」については、波浪や潮汐も扱うこと。「海洋と大気の相互作用」については、地球上の水の分布と循環にも触れること。

第6節 保健体育

第2 保健

2 内容

(1) 現代社会と健康

エ 交通安全

交通事故を防止するには、車両の特性の理解、安全な運転や歩行など適切な行動、自他の生命を尊重する態度、交通環境の整備などがかわること。また、交通事故には責任や補償問題が生じること。

3 内容の取扱い

(4) 内容の(1)のエについては、二輪車及び自動車を中心に取り上げるものとする。また、自然災害などによる障害の防止についても、必要に応じ関連付けて扱うよう配慮するものとする。

ある習慣の確立
〔学校行事〕

2 内容

(3) 健康安全・体育的行事

心身の健全な発達や健康の保持増進などについての理解を深め、安全な行動や規律ある集団行動の体得、運動に親しむ態度の育成、責任感や連帯感の涵養、体力の向上などに資するような活動を行うこと。

第5章 特別活動

第2 各活動・学校行事の目標及び内容

〔ホームルーム活動〕

2 内容

(2) 適応と成長及び健康安全

ケ 生命の尊重と安全な生活態度や規律

⑤特別支援学校

特別支援学校においては、幼稚園、小学校、中学校及び高等学校における指導内容に準ずるとともに、児童生徒等一人一人の障害の状態、発達の段階、特性及び地域の実態等に応じて指導する。

なお、知的障害特別支援学校においては、次の例を参考にして指導する。(「 」は学習指導要領上の表記を示し、・は具体的指導例を示している。)

〈小学部〉

ア 生活科

(1段階)

「教師と一緒に健康で安全な生活をする。」

・教師と一緒に避難訓練に参加し、騒いだり、走り回ったりせずに机の下に隠れたり、教師と手をつないだりして、避難場所に移動をする。

(2段階)

「教師の援助を受けながら健康で安全な生活をする。」

- ・ガスの栓、ライター、マッチにはむやみに触れない等危険なものについて知る。
- ・避難時に、教師等の指示により、友達と一緒に行動する。
- ・「火事」、「地震」、「避難」などの言葉の意味を理解する。

(3段階)

「健康や身体の変化に関心をもち、健康で安全な生活をするよう心掛ける。」

- ・電気器具、ガス栓、ライター、マッチなどを安全に取り扱う。
- ・火災報知器や消火器にはむやみに触れない。
- ・避難時には、教師等の指示を適切に理解し、自分で安全な体勢をとったり、移動時には集団として行動したりすることが求められる。さらに、避難訓練等を通して、適切な行動の必要性を知る。

「身近な公共施設や公共物などを利用し、その働きを知る。」

・警察署（派出所）、消防署、郵便局、病院などを実際に利用したり、見学したりしておよその仕事の様子が分かる。

〈中学部〉

ア 社会科

「日常生活に関係の深い公共施設や公共物などの働きが分かり、それらを利用する。」

・警察署（派出所）、消防署、病院などの働きと自分たちの生活との関係を知る。

イ 理科

「人の体の主なつくりや働きに関心をもつ。」

・主な病気やけがなどの原因やおよその症状を知る。

「日常生活に関係の深い事物や機械・器具の仕組みと扱いについての初歩的な知識をもつ。」

・よく使う道具や機械、電気器具などの働き・仕組みに関心をもち、使用する。アルコールや灯油の性質や使い方に関心をもつ。

・ガスの性質や器具の仕組みに関心をもち、使用する。

・地震や火山活動などに関心をもつ。

ウ 保健体育

「自分の発育・発達に関心をもったり、健康・安全に関する初歩的な事柄を理解したりする。」

エ 職業・家庭科

「道具や機械、材料の扱い方などが分かり、安全や衛生に気を付けながら作業や実習をする。」

・道具や機械などの簡単な手入れをする。危険な場所や物に注意して作業をする。機械の故障や危険な状態に気付いたらすぐに教師等に知らせる。

「家庭生活に必要な衣服とその着方、食事や調理、住まいや暮らし方などに関する基礎的な知識と技能を身に付ける。」

オ 道徳

「個々の児童又は生徒の知的障害の状態や経験等に応じて、適切に指導の重点を定め、指導内容を具体化し、体験的な活動を取り入れるなどの工夫を行うこと。」

カ 総合的な学習の時間

「体験活動に当たっては、安全と保健に留意するとともに、学習活動に応じて、小学校の児童又は中学校の生徒などと交流及び協同学習を行うように配慮すること。」

キ 特別活動

「社会性や豊かな人間性をはぐくむために、集団活動を通して小学校の児童又は中学校の生徒などと交流及び協同学習を行ったり、地域の人々などと活動を共にしたりする機会を積極的に設ける必要があること。」

〈高等部〉

ア 社会科

「公共施設や公共物などの働きについての理解を深め、それらを適切に利用する。」

- ・警察署、消防署、病院などの働きを知り、利用する。

イ 理科

「人の体の主なつくりや働きを理解する。」

- ・主な病気やけがなどの原因、症状を知り、予防に関心をもつ。

「生活に関係のある物質の性質や機械・器具の構造及び働きについて理解し、適切に取り扱う。」

- ・よく使う道具や機械、電気器具などの働き・主な仕組みを知り、正しく安全に使用する。
- ・アルコールや灯油の性質や使い方を知り、安全に取り扱う。
- ・地震や火山活動などは生活に大きな被害を与える場合があり、被害を少なくするための方策が必要であることを理解する。

ウ 保健体育

「生活に必要な健康・安全に関する事柄を理解する。」

エ 職業科

「道具や機械の操作に慣れるとともに、材料や製品の扱い方を身に付け、安全や衛生に気を付けながら作業や実習を行う。」

- ・道具や機械など操作に慣れ、正しく使う。危険な場所や物に注意して作業をする。機械の故障や危険な状態に気付いたら適切な処理をする。現場実習中の健康と安全に注意する。

オ 家庭科

「家庭生活で使用する道具や器具などの正しい使い方が分かり、安全や衛生に気を付けながら実習をする。」

「被服、食物、住居などに関する実習を通して、実際的な知識と技能を習得する。」

カ 道徳

「個々の児童又は生徒の知的障害の状態や経験等に応じて、適切に指導の重点を定め、指導内容を具体化し、体験的な活動を取り入れるなどの工夫を行うこと。」

「保護者や地域の人々の積極的な参加や協力を得るなど相互の連携を図るよう配慮するものとする。」

キ 総合的な学習の時間

「体験活動に当たっては、安全と保健に留意するとともに、学習活動に応じて、高等学校の生徒などと交流及び共同学習を行うように配慮すること。」

ク 特別活動

「社会性や豊かな人間性をはぐくむために集団活動を通して高等学校の生徒などと交流及び共同学習を行ったり、地域の人々などと活動を共にしたりする機会を積極的に設ける必要があること。」

7 防災教育の評価

教育活動の評価は、指導計画の評価、指導方法や過程の評価、指導の成果の評価の3つの観点から行われるものである。これらは、相互に深い関連をもつものであるが、それぞれの観点を明確にした上で評価し、その評価を総合的にとらえて指導の充実・改善を図ることが大切である。

したがって、防災教育の評価は、基本的には学校経営評価の一環として行われることとなるが、併せて、各教科や道徳、総合的な学習の時間、特別活動等においては、それぞれの特質やねらいに即して具体的な観点を設け、多様な方法を用いて実施するように配慮することが大切である。

また、その際に留意すべき点は、学校における防災教育が家庭や地域社会との連携を図りながら実施されるものであり、評価についても、保護者や地域住民等の参加を考慮するなど、家庭や地域社会との連携を図る必要がある。

(1) 防災教育に関する指導計画の評価

防災教育に関する指導計画の評価の観点としては、次のようなものが考えられる。

- ア 防災教育を進めるための全校的な指導体制が確立されているか。
- イ 防災教育の特質を踏まえ、指導のねらいが明確になっているか。
- ウ 防災教育を充実させるための指導時間が確保されているか。
- エ 各教科における防災教育にかかわる指導内容と学級（ホームルーム）活動や学校行事等における防災教育との有機的な関連が図られ、指導の成果が一層高められるように工夫されているか。
- オ 児童生徒等の行動や災害・事故の実態、地域の特性等に即して防災教育に関する適切で具体的な内容を取り上げているか。
- カ 指導に必要な教材・教具、資料等が整備されているか。
- キ 障害のある児童生徒等に対して適切な配慮がなされているか。
- ク 家庭・地域や関係機関・団体等との有機的な連携が図られているか。

(2) 指導方法や指導過程の評価

防災教育の指導方法や指導過程の評価は、指導のねらいと内容、指導の場、児童生徒等の実態等によって多様であるが、その観点としては次のようなものが考えられる。

- ア 防災に関する知識の理解にとどまらず、児童生徒等が日常生活における様々な危険を予測し、的確な判断の下に安全に行動できるようにするために指導方法が工夫されているか。
- イ 児童生徒等の防災意識や行動の実態に即して、ねらいを明確にするとともに、指導内容の精選や重点的な取り扱いなどの工夫をしているか。

- ウ 指導の効果を高めるために、ビデオ、DVDやICT教材等を利用するなど、視聴覚教材等の活用について工夫されているか。
- エ 防災に関する体験学習や避難訓練などを指導過程の中に適切に位置付けるなど、主体的な学習となるよう工夫されているか。
- オ 児童生徒等の自主的、実践的な活動を助長し、自らの安全を守るのみならず、進んで他の人々や地域に対して役立つことができるような態度、能力を養えるよう指導方法を工夫しているか。
- カ 児童生徒等の自己評価・相互評価を積極的に取り入れ、児童生徒等が主体的に自己の行動を反省し、安全な行動ができるよう指導方法を工夫しているか。
- キ 児童生徒等の行動特性に即して、個に応じた行動目標を設定できるよう工夫されているか。
- ク 家庭や地域社会との連携・協力を図り、児童生徒等に自分の地域の自然環境や過去の災害の特性、地域防災の仕組み等について理解を深めさせるような工夫をしているか。

(3)指導の成果の評価

指導の成果の評価は、指導目標に照らして児童生徒等がどのように変容したかを測定するものであり、その観点としては次のようなものが考えられる。

- ア 児童生徒等が日常生活を安全に営むために災害発生時の事故原因、安全な行動の仕方を理解して、的確な思考・判断に基づく適切な意思決定や行動選択ができるようになったか。
- イ 児童生徒等が災害発生時の様々な危険を予測して、的確に判断して安全に行動できるようになったか。
- ウ 児童生徒等が自分のみならず、幼児、高齢者、障害のある人など他の人の安全を考えて行動できるようになったか。
- エ 児童生徒等が学校、家庭及び地域社会の安全に進んで協力し貢献できるようになったか。

以上のように学校における防災教育の評価を適切に行うためには、防災教育の内容に即した具体的な視点が必要になる。これらは、各学校において検討し計画された防災教育の内容を基に、様々な場面における児童生徒等の安全に関する態度や能力がどのように定着しているかを検討することになる。その際、避難訓練や通学路の安全点検等についても、教職員はもとより保護者や専門家の協力を得て評価を受け、学校としての評価に活かすことが望ましい。